



Tax Espresso – Special Alert

スペシャルボランタリーディスクロージャープログラム 2.0 の実施
2023 年 6 月 6 日 - 2024 年 5 月 31 日

日系企業の皆様

2023 年 6 月 2 日、マレーシア内国歳入庁（IRB）は、2023 年 6 月 6 日から
2024 年 5 月 31 日までスペシャル ボランタリー ディスクロージャープログラム 2.0
（SVDP 2.0）の実施を発表しました。

この発表と同時に、IRB は SVDP 2.0 に関する運用ガイドライン第 2/2023 号とそ
の FAQ（よくある質問）を発表しました。

SVDP 2.0 とは？

SVDP 2.0 はマレーシア政府の取り組みの一つで、プログラム実施期間中に納税者
が自発的に所得や関税を修正申告することを奨励するものである。その見返りとし
て、IRB は本プログラムで修正申告から発生する税金に対して 0%のペナルティ/サー
チャージとする。

SVDP 2.0 は以下について実施期間内に自主的に開示し、規定期間内に納税す
るものである。

- 所得の申告漏れ/申告不足、費用の過大申告、控除等の過大申告、キャピタルアローワンス/優遇税制の過大申告
- 1976 年不動産譲渡益課税法の対象となる資産処分（不動産および不動産会社の株式）
- 文書/契約書について規定期間内に納税されなかった印紙税

SVDP 2.0 には誰が参加できるのか?

- SVDP 2.0 は納税者のすべてのカテゴリー（雇用主としての納税のカテゴリーを除く）に対して、以下のように提供される。

ボランタリーディスクロージャー カテゴリー	SVDP 2.0 の対象となる賦課年 度(YA)
納税者番号（TIN）をまだ有しない、又はすでに有し、初めて所得を申告する新規納税者	YA 2022 およびそれ以前の YA
過去に IRB に所得申告したことがあるが、所得申告書（ITRF）/不動産譲渡益税申告書（RPGTRF）を提出していない YA がある納税者	<ul style="list-style-type: none">ITRF - YA 2021 およびそれ以前の YARPGTRF - YA 2022 及びそれ以前の YA
過去に IRB に所得申告したことがあるが、まだ未申告の追加所得がある納税者	YA 2021 およびそれ以前の YA
規定期間内に文書/契約書の印紙税を納付しなかった者	2023 年 5 月 1 日までに締結（署名）された文書/契約書について、2023 年 6 月 6 日から 2024 年 5 月 31 日までに印紙税納付

- SVDP2.0 は移転価格も対象とされ、その場合、現行の移転価格調査フレームワークに規定される移転価格のボランタリーディスクロージャー基準および手続に従う。SVDP2.0 執行ガイドラインと FAQ では、移転価格について具体的に説明しており、IRB がこの重要な税務問題に焦点を当てていることを改めて示すと同時に、その根底にある複雑さを認識していることも示している。グループ取引についてこのプログラム参加を検討している納税者にとっての重要な注意点は、以下の通りである。
 - M&A（企業の合併・買収）における RPGT を再評価するよい機会である。近年、コスト合理化やサプライチェーンの安全性などを背景に、M&A の動きが活発化している。
 - グループ間契約書への印紙税支払の現実的な必要性は再評価すべきである。契約書は移転価格においてグループ取引の正確な描写の出発点であり、裁判所での争訟の増加に鑑み、印紙税支払のメリットの再評価が必要である。
 - 1990 年ラブアン事業活動法に基づく優遇税制を適用されるラブアン法人による、1967 年所得税法対象の法人との取引について、（実質的な）課税状況を評価する必要がある。

- 恒久的施設（PE）の位置づけは、租税条約（ある場合）、BEPS 防止措置実施条約（MLI）、国内法（租税条約なしの場合）を考慮して再評価すべきである。
 - 通常の移転価格調査が3ヶ月から1年に及ぶのに対し、このプログラムでは申請処理に30営業日というスケジュールが提案されている。これにより、納税者はリソースとコストを大幅に節約することができる。
 - 国内グループ取引についても、最終的な課税が両社間相殺でゼロでない限り、ボランタリーディスクロージャーが可能である。
 - 納税者は追徴課税の分割払いを選択できる。移転価格問題から発生する追徴課税では、調整の基準（一般的には納税者の純売上高または総コスト）が多額であるため、キャッシュフロー維持のために特に有効である。
 - すでに調査中のYAはこのプログラムの対象外であるが、納税者はこの機会に、進行中の調査を迅速に決着し、合意した内容をまだ調査を受けていない前後のYAに適用して、サーチャージを節約できる。
 - FAQはボランタリーディスクロージャーの際に証憑類を提出する必要がないとしている。IRBの同意が得られれば、ボランタリーディスクロージャーがグループ内のサービス/ロイヤルティ支払に関わるものである場合、これは特に有用である。通常の移転価格調査では、便益テストや必要性テスト等の証憑類が要求される上に、否認されるリスクが高いからである。
- SVDP 2.0は、以下のようなケースには適用されない。
 - 該当YAについてすでに税務調査が開始されている場合
 - **移転価格税制の場合を除き**、課税ゼロまたは税還付となる場合
 - 査察が開始されている場合、または犯罪捜査に伴う起訴手続がすでに裁判所に提出された場合

SVDP 2.0 の参加方法

- SVDP 2.0への参加を希望する納税者は、IRBが発行するSVDP 2.0に関するガイドラインに従って、以下のように実施する必要がある。

ボランタリーディスクロージャー カテゴリー	実施方法
新規の納税者	<ul style="list-style-type: none"> ● TINの有無を確認する ● TINがない場合は、e-Daftarまたは最寄りのIRBサービスカウンターで登録する。

	<ul style="list-style-type: none"> ITRF/RPGTRF を e-Filing/e-CKHT または紙の ITRF/RPGTRF で提出する。
過去に IRB に所得申告したことがあるが、YA のために ITRF / RPGTRF を提出していない YA がある既存の納税者。	ITRF/RPGTRF を e-Filing/e-CKHT または紙の ITRF/RPGTRF で提出する。
過去に IRB に所得申告したことがあるが、まだ未申告の追加所得がある納税者	<ul style="list-style-type: none"> IRB 公式ポータル/MyTax の SVDP 2.0 リンクから、申告漏れの所得について、SVDP 2.0 追加所得申告書とその付録、税額計算書を添えて申請する。 税額計算書は、会社、個人事業主、パートナーシップのカテゴリの納税者のみ提出が必要。 SVDP 2.0 の実施期間内に移転価格についてボランタリーディスクロージャーを行う納税者は、「移転価格のボランタリーディスクロージャーフォーム」に記入する必要がある。
規定期間内に文書/契約書の印紙税を納付しなかった者	<ul style="list-style-type: none"> STAMPS (Stamp Assessment and Payment System) を通じて、文書/契約書を提出する必要がある。 賦課決定通知書受領後、SVDP 2.0 に基づくペナルティ免除を受けるためには、STAMPS を介してオンラインでペナルティ免除申請を行う必要がある。

- SVDP2.0 参加者は、IRB が発行する賦課決定通知書の日付から 30 日以内にボランタリーディスクロージャーによる納税額を全額、または IRB との合意に基づき分割払いで納付する。分割払いは 2024 年 5 月 31 日まで可能であり、添付書類を提出する必要は無い。
- SVDP 2.0 参加者が規定された期間内に納税しなかった場合、現行の各税法の規定に基づきペナルティが科される。また、ボランタリーディスクロージャーが行われた YA について、法的措置や将来的に調査を受ける可能性がある。

- 賦課決定通知書に記載された印紙税の支払いは、ペナルティ免除承認書に記載の規定期間内に行うものとする。

SVDP 2.0 のメリット

- SVDP2.0 におけるペナルティおよびサーチャージ率は 0%、すなわちペナルティおよびサーチャージの免除に相当する。
- ボランタリーディスクロージャーが正確かつ、現行の IRB Ruling を順守し、すべての課税所得を含める（すなわち完全開示）ことを条件に、IRB はボランタリーディスクロージャーを誠実にそのまま受け入れるものとする。提出されたボランタリーディスクロージャーが正確であることを確認するために、税額計算のチェック（計算ミス等）が行われる。
- ボランタリーディスクロージャーを行った所得のある YA については、今後税務調査は行われない。ただし、ボランタリーディスクロージャーに係る納税が規定期間内に行われない場合は、その YA について IRB は税務調査を行うことができる。

今後の対応

これまであまり協力的ではなかった納税者は、IRB が提供するこの限定期間をフルに活用することが奨励されている。しかし、SVDP 2.0 はそのような納税者にのみ適用されるものと見なすべきではない。

納税者は税務コンプライアンスとガバナンスのレベルを高める機会として SVDP 2.0 を利用すべきであろう。社内の税務プロセスや提出した税務申告書を見直し、対処すべき税務リスクや差異がないかどうかを評価することを検討されたい。

デロイトマレーシアは、SVDP 2.0 に関連して以下を含む幅広いサービスを提供しています。

- IRB へのボランタリーディスクロージャー申請書類の作成・提出の支援
- SVDP 2.0 申請後、円満な決着のための IRB との交渉
- SVDP 2.0 の賦課決定通知による税額の分割払い申請サポート
- SVDP 2.0 の賦課決定通知が申請した内容と異なる場合、不服申立ての支援
- 潜在的な税務リスク領域の特定のため、提出した税務申告書および移転価格文書のレビュー

税務ガバナンスフレームワークを含む、改善すべき差異等を特定するための社内税務プロセスのレビュー

お問い合わせ

Tax Espresso はデロイトマレーシア税務サービス部門がお届けしています。
ご不明点がございましたら、下記、日系企業サービスの渡又は、秋元までご連絡下さい。また、英語原文をご希望の方は[山本](#)までご連絡下さい。

Deloitte Malaysia Japanese Services Group

名前	役職	電話番号	Email
渡 喬	Director	03 7650 6452	twatari@deloitte.com
秋元啓孝	Senior Manager	03 7610 8905	akimoto@deloitte.com



Deloitte Malaysia | Add Deloitte as safe sender

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Malaysia

In Malaysia, services are provided by Deloitte Tax Services Sdn Bhd and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organisation”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.